

令和2年度埼玉県障害者虐待防止・権利擁護研修

グループホームの虐待防止・権利擁護について

社会福祉法人清心会 岡部浩之

虐待とは・・・

むごい扱いをすること（大辞泉）

！重要！

- ⇒意図的（故意的）なもの、
非意図的（故意でない）なものを含む。
- ⇒被虐待者が自覚があるか、
自覚がないかは問わない。

障害者虐待の5分類

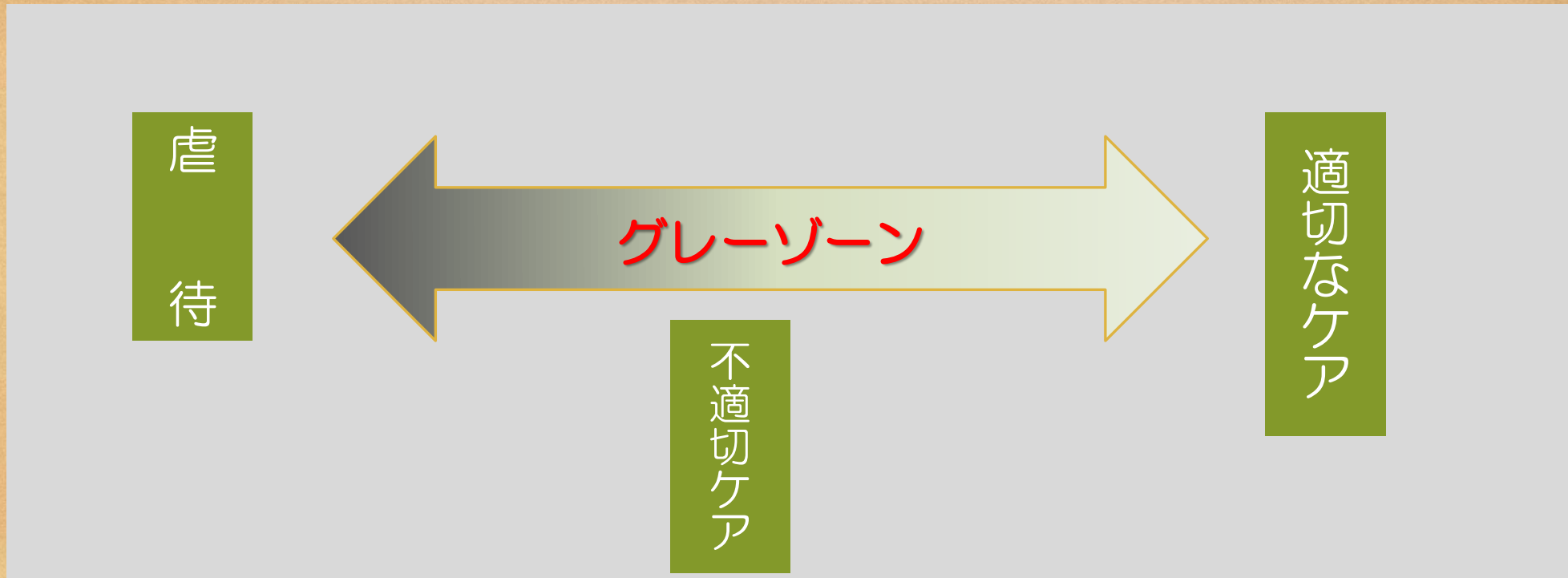
種類	内容	例示
身体的虐待	障害者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴行を加えること	殴る、ける、たばこを押し付ける
性的虐待	障害者にわいせつな行為をすること、または障害者にわいせつな行為をさせること	性交、性的暴力、性的行為の強要
ネグレクト (放棄・放任)	障害者の心理の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、その他養護者（支援者）としての義務を著しく怠ること	栄養不良のまま放置する、病気の看護を怠る、他の施設職員の虐待行為を放置すること
心理的虐待	障害者に対する著しい暴言または著しい拒絶対応など、障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと	成人の障害者を子ども扱いするなど自尊心を傷つける
経済的虐待	障害者の所持する年金等を流用するなど、財産の不当な処理を行うこと	同意を得ない年金の流用など財産の不当な処分

どこからが虐待？



不適切なケアはグレーゾーン

虐待と適切なケアの境目 ⇒ **グレーゾーン**と呼んでいます



グレーゾーンを考えてみましょう。

グレーゾーンの例

- ドアが開けっぱなしのトイレってどうですか？
- 事故防止のために監視カメラを設置するのはどうですか？
- 利用者の問いかけに「ちょっと忙しいので待ってて下さい。」と長時間待たせるのはどうですか？

～ 日々の業務を思い出して考えてみてください ～

それでも・・・

グレーゾーンは放置できるか？ グレーゾーンは許されるか？

グレーゾーンは虐待であるという認識を！

- 施設やGHの現状はきびしい
安全管理を優先、住環境が不十分、人材不足、専門性不足・・・・
- だから、グレーゾーンのケアを「そのくらいはしかたない」
「まあいいだろう」と思いがちになってしまう。
- しかし、グレーゾーンを放置し、許すと虐待の早期発見や早期介入ができなくなる。さらに一度許してしまうとグレーゾーンが施設内でどんどんエスカレートする可能性がある。

つまり、グレーゾーンは虐待の芽であり、
すなわち、広い意味で虐待である！

数字から見る障害者虐待

虐待が起こった施設・事業所の種別：抜粋【全国・埼玉】

＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞

● 障害者支援施設	23.0%	埼玉23.3%
● グループホーム	15.0%	埼玉16.7%
● 生活介護	17.9%	埼玉 6.7%
● 就労継続B型	12.5%	埼玉13.3%（就労継続A型）
● 放課後等デイサービス	11.8%	埼玉26.7%

平成30年度「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書より
数値は平成30年度 埼玉県の数値は施設の内訳数を虐待発生件数で除したものを小数点第2位で四捨五入

虐待の種別・類型【全国・埼玉】

<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待>

• 身体的虐待	51.7% (56.5%)	埼玉47.7%
• 心理的虐待	42.6% (42.2%)	埼玉29.6%
• 性的虐待	13.3% (14.2%)	埼玉12.5%
• 経済的虐待	7.1% (5.8%)	埼玉6.6%
• ネグレクト	5.7% (6.9%)	埼玉10%

平成30年度「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書より
数値は平成30年度（29年度）
埼玉県の数値は各虐待類型の数を虐待の総数で除したものを小数点第2位で四捨五入。1件で複数の種類の虐待が行われた場合もあるため重複回答となっている。

被虐待障害者の性別 【全国・埼玉】
<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待>

男性	65.6%	(66.1%)	埼玉70.7%
女性	34.4%	(33.9%)	埼玉29.3%

平成30年度「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書より
数値は平成30年度（前年度）埼玉県の数値は被虐待者の性別数を被虐待者総数で除したものを小数点第2位で四捨五入

被虐待者の年齢 【全国・埼玉】

＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞

小学生～19歳	18.0% (17.7%)	埼玉39.0%	50代	13.9%	埼玉12.2%
20代	18.8% (18.5%)	埼玉17.1%	60代	4.6%	埼玉 2.4%
30代	14.5% (18.8%)	埼玉12.2%	65歳上	7.2%	
40代	18.1% (16.7%)	埼玉17.1%	不明	4.8%	

どの年齢層でも一定数の被虐待者が存在している。

平成30年度「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書より
数値は平成30年度（29年度）埼玉県の数値は被虐待者の年齢別数を被虐待者年齢別総数で除したものを小数点第2位で四捨五入

被虐待者の障害種別【全国・埼玉】

＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞

- 知的障害 74.8% (71.0%) 埼玉 63.4%
- 身体障害 22.7% (22.2%) 埼玉 21.7%
- 精神障害 13.5% (16.7%) 埼玉 14.6%
- 発達障害 4.2% (5.1%) 埼玉 10.9%
- 難病0.5% (2.7%)

平成30年度「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書より
数値は平成30年度（29年度） 埼玉県の数値は虐待を受けた人の障害種別を障害種別総数で除したものを小数点第2位で四捨五入。
1件で複数の障害種別の方が虐待を受けた場合もあるため重複回答となっている。

被虐待者の障害支援区分及び行動障害【全国】

＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞

- 行動障害のある者 32.3% (29.3%)
- 障害支援区分がある者 67.1% (62.0%)

区分6 30.6% 区分5 13.6% 区分4 9.5%

平成30年度「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書より
数値は平成30年度（29年度）

被虐待者の虐待行為の程度【全国】

<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待>

- 軽度（「生命・身体・生活への影響」に相当する行為） 59.9%
- 中度（「生命・身体・生活に著しい影響」に相当する行為） 30.0%
- 重度（「生命・身体・生活に関する重大な危険」に相当する行為） 10.1%

平成30年度「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書より
数値は平成30年度

虐待を行った障害者福祉施設従事者等の性別

男性	全国：70.5% (72.6%)
女性	全国：29.5% (27.4%)

虐待を行った障害者福祉施設従事者等の年齢

29以下	12.5%	
30代	12.0%	(15.6%)
40代	15.3%	(19.1%)
50代	17.5%	(15.8%)
60代以上	18.5%	(19.3%)
不明	24.3%	

どの年齢層でも一定数の虐待者が存在している。

虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種 抜粋【全国・埼玉】

生活支援員	42.3%	(44.2%)	埼玉31.3%
世話人	7.1%	(4.4%)	
管理者	9.5%	(9.7%)	埼玉31.3%
サビ管	4.9%	(5.4%)	埼玉 3.1%
設置者経営者	4.4%	(4.4%)	埼玉 0%

平成30年度「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書より
数値は平成30年度（29年度）埼玉県の数値は施設の内訳数から虐待発生件数を除したものを小数点第2位で四捨五入
1件に複数の職種の従事者が虐待に関わった場合もあるため重複回答となっている。

虐待を行った障害者福祉施設従事者等の虐待発生要因

市区町村等の職員が判断した虐待の発生要因

【個人の問題】

- 「教育・知識・介護技術等に関する問題」 73.1%
- 「職員のストレスや感情コントロールの問題」 57.0%
- 「倫理観や理念の欠如」 52.8%

【組織の問題】

- 「虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ」 22.6%
- 「人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ」 20.4%

平成30年度「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書より
数値は平成30年度

誰もが虐待リスクを持っているという事を
自覚しよう！

誰もが、意図してなくても虐待の加害者になる要素は持ち合わせていることを勇気を持って理解しよう！

「私は虐待なんて絶対するわけがない。」 「うちの事業所に虐待なんてあり得ない！」と断言している人のほうが危険！

自身の虐待リスクを再確認しよう！

自身の環境 × 自身の役職 × 自身の性格 × 自身の α

= 自身の虐待リスク

施設・事業所には虐待につながるこのようなリスクが潜んでいます。(GH・居宅系)

密室性

外から見えない。
隠れる。
第三者の不在。



利用者に対して支援者が、マンツーマンの対応が多い。支援の内容が他人に見えにくい。自分自身の支援の問題点に気がつきにくい。

密着性
(親密性)

狭い空間。
家族のような関係。



親代わりの責任感のようなものから、支援者が利用者の利益になるようにと、本人の意志に反して行動に介入・干渉してしまう。うまくいかなくなった利用者との人間関係はなかなか修復が難しい。

非管理性

一人職場。
管理者不在。



管理者が身近にいないことが多い。相談する相手がない。どう判断、対応すべきかわからない。追い詰められてしまう。

その他にも、「小規模な法人が多い」「パート、非常勤の職員が多い」「人材確保が難しい」など。

施設・事業所には虐待につながるこのようなリスクが潜んでいます。

★施設の風土、職員の倫理観

- 弱い相手を対象にしているため、職員としての権威や裁量が増大する。
- 虐待ではなく指導、しつけと考えている。または利用者のためという思い込み。

★専門性の不足

- 専門的支援のスキルがないため、力で利用者を抑えようとする。
- 利用者の行動の原因を理解できないため、問題が長期化する。

★過度な安全管理

- 利用者の安全を理由に必要以上に管理を強める。 「管理と権利」

施設・事業所には虐待につながるこのようなリスクが潜んでいます。

★虐待防止体制が整備されていない

- ・利用者の声を聞くシステムがない。
- ・職員の通告が生かされないシステム。
- ・マニュアル等が未整備。

★**職員のストレス**

- ・勤務形態、待遇などへの不満。
- ・マンパワーの不足・・・疲労の蓄積。

★その他

- ・職員の個人的性格。

虐待が起こる背景にはどのような事柄があるのでしょうか？

① 組織的な要因

思いこみ 倫理観



問題に対する意識が薄くなっていて**利用者の立場より、ホーム側の事情や利益などを優先**し、本来あるべき姿から外れてしまうような支援をしてしまう。

外部とのつながり不足



研修に出る機会や同じ職種の人との接点が少なく、自分と外とのつながりが薄くなってしまい、スキルを高める機会がない。孤立してしまう。

職員の依存と
利用者への固執



利用者との固定化された関係性によって生じる、利用者への固執と自意識過剰が原因となって、間違った支援に気がつかない。

過剰適応と
集団アイデンティティ



支援者が他の職員などからの期待に応えることや組織の一員であることを認めてもらいたいという想いを優先し、不適切なことであっても行ってしまふ。

虐待が起こる背景にはどのような事柄があるでしょうか？

② 対人关系的要因

コミュニケーションの弱さ



利用者や家族、職員間でのコミュニケーションが上手に取れず、関係性や支援がうまく行かず、苛立ちをぶつけてしまう。職員のストレス。

相談者の欠如



支援者が同じ職場内に相談できる相手がいないことによって、孤立感や悩みなどを抱え、利用者に不適切な支援をしてしまう。

③ 個人的要因

支援する使命感



「障害のある人」を支援しているということで支援者自身のモチベーション維持がされている場合、支配的になってしまう。利用者のためという思い込み。

専門的スキルの低さ



障害特性や根拠に基づいて支援せず、思いつきや経験、感情による支援が利用者を混乱させたり、パニックに陥らせたりする。

虐待をなくすために何ができるのか

●組織の中

- スタッフ会議。⇒ 情報の共有。職員間のコミュニケーション。
- 相談できる環境づくり。⇒ アドバイスを受けられる環境。スーパービジョン。
- ストレスチェック アンガーマネジメント
- 虐待防止委員会の設置などの体制づくり。⇒ 検討 検証 対応

●外とのつながり

- 研修への参加。
 - 法人を超えて、地域の中での事業所同士のつながり。ネットワーク。
 - 家庭、他の利用サービス、相談支援専門員、後見人などとの連携。
- 自分たちだけでケースを抱え込まない。第三者の視点。生活全体で、支援者全体で利用者を支えていく。サービス等利用計画。

虐待をなくすために何ができるのか

●利用者の権利を守る。

•利用者の声を聞く。ひろう。

利用者による自治活動。 苦情受付。意見箱。面談。

•スタッフの専門性を高める。

主観的な支援ではなく要因や背景を捉え順序立てて考える支援。

研修参加 学習会

•グレーゾーンに気づく。グレーゾーンを見逃さない。

気付きの感性を養う。気付きを声に出す。自分の価値観を押し付けない。

不適切な支援は虐待である。

ひとりひとりの支援者にできること

- 自分の想いや悩みを話せる相手・仲間を見つけよう！
- 小さなことでもアクションを起こそう！
- 相談、通報する勇気を持とう！
- あきらめず、粘り強く！



支援者は誰かのせいにして逃げることができるかもしれない
でも・・・利用者には逃げ場があるか？

私たち支援者は、いつも利用者の味方でいよう！

【参考資料】

埼玉県発達障害福祉協会 刊行
グループホームで働く世話人の
“支援の手引き”

～障害のある人が地域で自分らしく暮らすために～

PDF版は埼玉県発達障害福祉協会

ホームページより無料で
ダウンロードができます。

是非ご利用ください！

<https://www.fukushisaitama.or.jp/saitama13/hattatsu/>

グループホームで働く世話人の “支援の手引き”

～障害のある人が地域で自分らしく暮らすために～



【目次】

- グループホームとは?“手引き”をはじめて手にとられた皆様へ 1
- 第1章 世話人の仕事とは…「あるホームの一日」 1
- 第2章 グループホームの支援 4カ条 3
- 第3章 グループホームで働く皆様に、守ってほしいこと・気をつけてほしいこと 7
- 第4章 支援者による虐待を防ぎ、入居者の権利を守るために 10

埼玉県発達障害福祉協会
地域生活支援部会